

I. 高等教育制度の概観

（１）高等教育所管官庁

インドネシアの大部分の高等教育機関については、教育文化省（Ministry of Education and Culture : MoEC）¹が所管している。また、イスラーム系高等教育機関については宗教省（Ministry of Religious Affairs : MoRA）が所管し、このほかにも保健省などの他省庁が所管する高等教育機関が存在する。

（２）学校教育制度と教育課程の種類

インドネシアの教育課程は、国家教育制度法（National Education System Act、1989 年制定・2003 年改正）において、就学前教育、基礎教育（basic education）、中等教育（secondary education）、高等教育（higher education）と規定されている。基礎教育とは、初等教育 6 年間と中等教育前期課程 3 年間（計 9 年間）を指し、無償で提供される義務教育である。中等教育とは、中等教育後期課程を指し、学術教育と職業教育に分化する。また、インドネシアには一般の公私立学校のほか、イスラーム系の公私立学校があり、就学前教育から高等教育を提供している。一般の学校同様、イスラーム系学校においても、中等教育後期課程以降は学術教育と職業教育に分化する。

表 1：中等教育までの教育課程の種類・標準修業年限

教育課程	標準修業年限	代表的な教育提供機関
就学前教育	1～2 年	幼稚園
基礎教育 [義務教育]		
初等教育	6 年	小学校
中等教育前期課程	3 年	中学校
中等教育（後期課程）	3 年	高等学校

（作成：大学評価・学位授与機構）

インドネシアの高等教育は、学術教育・職業教育（技術・技能教育）・専門職教育に大別され、学術教育は学士号以上の学位授与を伴う教育課程、職業教育は職に役立つ応用知識を得る教育課程である。なお職業教育課程のうち、スペシャリスト課程は主に医学分野の教育課程である。また、専門職教育とは、職に役立てるために学術教育や職業教育で身につけた知識・技術をさらに専門的に学ぶ教育で、修士・博士相当の課程がある。専門職教育課程には、学術教育における学士号を取得した者でも、職業教育における学士号相当の資格を有する者でも、進学することができる（後述図 1 参照）。

¹ 2011 年に、国家教育省（Ministry of National Education）から教育文化省（Ministry of Education and Culture）に改組された。

BRIEFING ON INDONESIA:

Quality Assurance in Higher Education

表 2：高等教育における教育課程の種類・標準修業年限

教育課程 ²	標準修業年限	代表的な教育提供機関
＜学術教育＞		
学士（S 1）	4 年	大学、インスティテュート、カレッジ
修士（S 2）	2 年	大学、インスティテュート、カレッジ
博士（S 3）	3 年	大学、インスティテュート、カレッジ
＜職業教育＞		
ディプロマ 1（D 1）	1 年	アカデミー、ポリテクニク、コミュニティ・カレッジ
ディプロマ 2（D 2）	2 年	アカデミー、ポリテクニク、コミュニティ・カレッジ
ディプロマ 3（D 3）	3 年	大学、インスティテュート、アカデミー、ポリテクニク
ディプロマ 4（D 4）	4 年	大学、インスティテュート、ポリテクニク
プロフセッション	1 年	大学、インスティテュート、アカデミー、ポリテクニク
スペシャリスト 1	2 年	大学、インスティテュート、ポリテクニク
スペシャリスト 2	3 年	大学、インスティテュート、ポリテクニク
＜専門職教育＞		
応用修士（S 2）	2 年	大学、インスティテュート、ポリテクニク
応用博士（S 3）	3 年	大学、インスティテュート、ポリテクニク

※高等教育提供機関については、後述 I（3）を参照。

（作成：大学評価・学位授与機構）

（3）高等教育機関の規模・種類

インドネシア全体では、高等教育機関は 4, 0 0 0 校以上あり、約 5 0 0 万人の学生が学んでいる。このうち、公立系の大学は 5 8 校、私立大学は 4 5 5 校である。また、宗教省や他省庁所管の高等教育機関も存在する。インドネシア全体の高等教育機関の教育プログラム数は、2 2, 0 0 0 以上である。³

◇高等教育機関の種類

・大学（University）：

文系・理系・技術系の様々な領域において、学術教育・職業教育を提供する高等教育機関。条件を満たせば専門職教育も提供することができる。

・インスティテュート（Institute）：

文系・理系・技術系の特定の領域について、学術教育・職業教育を提供する高等教育機関。条件を満たせば専門職教育も提供することができる。インスティテュートの多くが、教員養成プログラムを提供する。

・カレッジ（College⁴）：

特定の領域について、学術教育・職業教育を提供する小規模な高等教育機関。

・ポリテクニク（Polytechnic）：

文系や理系の複数の領域において、職業教育を提供する高等教育機関。条件を満たせば専門職教育も提供することができる。

・アカデミー（Academy）：

文系・理系・技術系の領域において、職業教育を提供する高等教育機関。

・コミュニティ・カレッジ（Community College）：

一つの領域、あるいは複数の領域の職業教育を提供する高等教育機関。ディプロマ 1、ディプロマ 2 の教育課程を提供することができる。

² 表中の学術教育及び専門職教育の S 1～S 3 の S は、Strata（Level）の意。

³ データは、高等教育データベース（Pangkalan Data Perguruan Tinggi：PDPT <<https://forlap.dikti.go.id/>>）による。（2014 年国立高等教育アクレディテーション機構（BAN-PT）調べ）

⁴ Sekolah Tinggi を指す。文献によっては、School of higher learning や High School などの英語表記になっている。

表 3：高等教育機関の規模（2014 年）

	公立	私立	計
大学	5 8	4 5 5	5 1 3
インスティテュート	7	1 0 2	1 0 9
カレッジ	2	2, 3 6 7	2, 3 6 9
アカデミー		1, 3 3 2	1, 3 3 2
ポリテクニク	3 8	2 0 2	2 4 0
計	1 0 5	4, 4 5 8	4, 5 6 3

（データ元：高等教育データベース（BAN-PT 調べ））

Ⅱ. 国の質保証システムの発展経緯

（１）発展経緯

法による教育制度の整備

国の教育の基盤となる法律は、1989 年に制定された国家教育制度法である。同法は、あらゆる段階・種類の教育についてすべての国民が受けられるよう制定されたもので、義務教育期間が 6 年から 9 年となるなど、教育に大きな変化をもたらした。こののち、「国家教育基準」（National Education Standards、2005 年制定政令）や「高等教育法」（Higher Education Act、2012 年制定）が制定され、国家教育制度法も 2003 年に改正されている。

長期高等教育戦略計画を契機とする質保証への取組

1990 年代に策定された「高等教育長期戦略計画 1996 年－2005 年」（Higher Education Long Term Strategic Plan 1996-2005）では、高等教育の発展に必要な 5 つの要素として、質（Quality）、自律性（Autonomy）、説明責任（Accountability）、評価（Evaluation）、アクレディテーション（Accreditation）に重きが置かれ、高等教育における質保証の重要性が示された。なかでも持続的な質の改善は、すべての高等教育機関の発展のための中核的要素と位置付けられた。なお、上記の 5 つの要素は、2003 年に改正された国家教育制度法においても、高等教育機関の運営基盤とされている。

国のアクレディテーション機関の設立

国家教育基準（2005 年）では、教育の段階や種類ごとに第三者評価（アクレディテーション）実施機関が定められている。このうち高等教育機関及び教育プログラムについては、国立高等教育アクレディテーション機構（Badan Akreditasi Nasional Perguruan Tinggi : BAN-PT⁵、以下 BAN-PT）が実施することと規定されている。BAN-PT は、高等教育局の一部門である国立アクレディテーション委員会（Badan Akreditasi Nasional : BAN）を前身として 1994 年に設立され、1998 年に国家教育省（当時）が所管する独立・非営利組織となった。BAN-PT は、1996 年から学士課程に対するアクレディテーションを開始した。その後、評価の対象を、修士課程、博士課程、ディプロマ課程、オープン・ユニバーシティが実施する遠隔教育課程、高等教育機関、専門職教育課程、と順次拡大していった。

なお、インドネシアの高等教育におけるアクレディテーションとは、設置認可された高等教育機関及び教育プログラムに対する第三者評価である。第三者評価機関がアクレディテーション基準に沿って、当該機関あるいはプログラムを審査し、適格性が認められた場合に適格認定が与えられるものである。

⁵ 英語名は National Accreditation Agency for Higher Education (NAAHE)

(2) 国の質保証のメカニズム

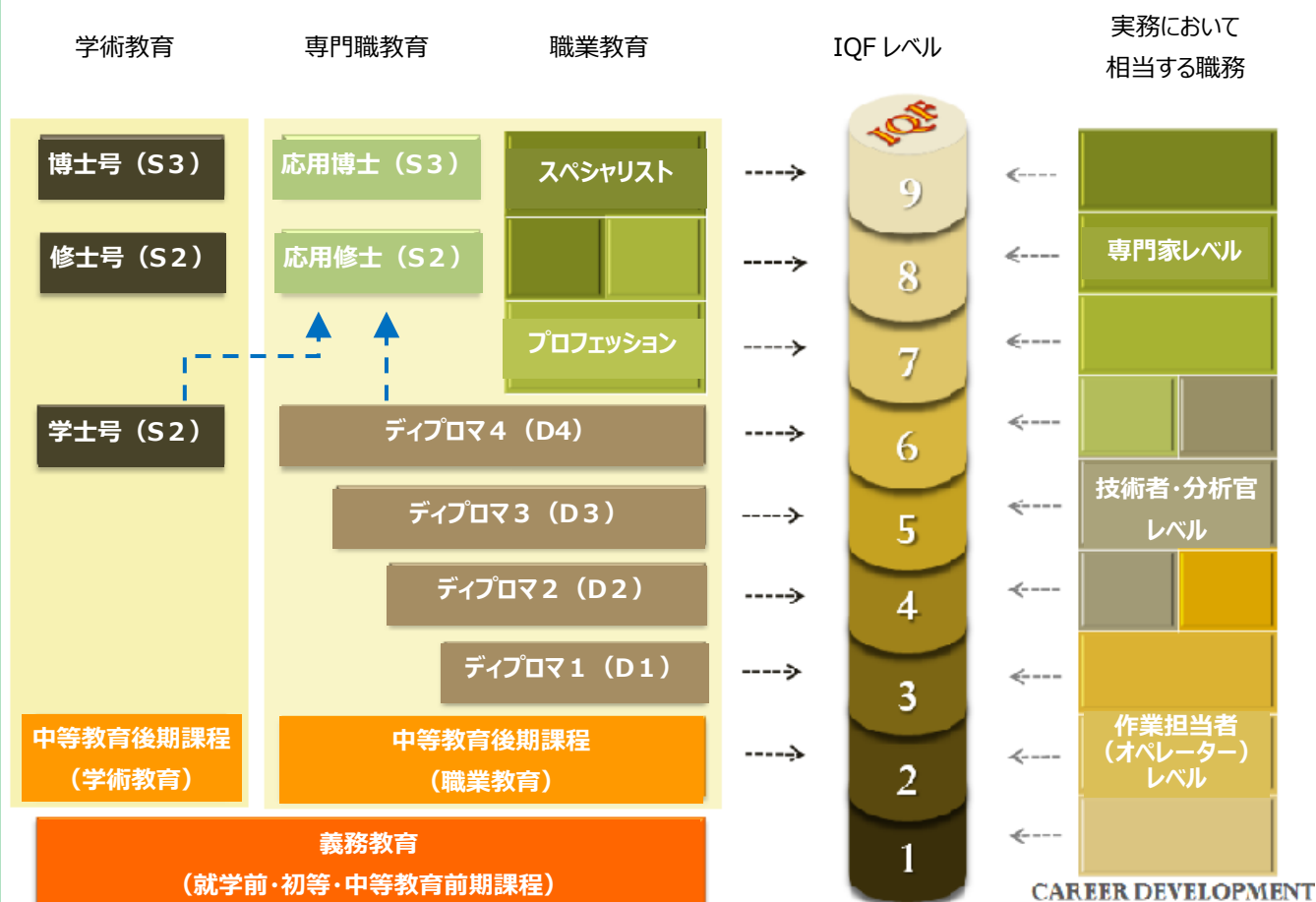
国家教育制度法の定めにより、教育機関の新設にあたっては、中央政府あるいは地方政府の認可を受けなければならない。また事後評価の制度として、教育機関に対してアクレディテーションが実施される。

インドネシアでは、教育における基準を国家単位で定めた国家教育基準が 2005 年に政令として制定されている。同基準では、教育に関する 8 項目について国の基準が定められている（後述Ⅲ（2）参照）。このほか、教育機関に自らの教育の質を保証するよう求めており、中央政府・地方政府は教育機関が行う内部質保証の支援を行うよう定められている。さらに、アクレディテーション実施機関も、教育機関や教育プログラム並びに政府への助言・提言を行うよう定められている。

(3) 国の資格枠組み

インドネシアにおける全国的な資格枠組みとして、2012 年の大統領令によりインドネシア資格枠組み（Indonesian Qualifications Framework : IQF、以下 IQF）が導入された。IQF は、教育や職業訓練、実務経験を通じて得られた能力を、労働市場で活用しやすくすることを意図して策定された。IQF は階層的に 9 つのレベルに区分され、レベルごとに学習成果が設定されており、教育や職業訓練等から得られた能力が IQF のどのレベルに相当するのかを比較できるようになっている。また IQF では、教育機関等における学習はもとより、実務経験等によって得られた学習成果も測ることができるよう制度設計されている。

図 1：インドネシア資格枠組み（IQF）で定める資格・学位の種類とレベル



(資料提供：国立高等教育アクレディテーション機構 (BAN-PT))
(青破線矢印は、大学評価・学位授与機構国際課が Hidayat Syarief 氏の講演資料をもとに追記)

Ⅲ. 質保証に関する各制度の概要

(1) 設置認可制度

本資料Ⅱ(2)で述べているとおり、教育機関の新設には、中央政府あるいは地方政府の認可が必要である。質保証機関は設置認可に直接関わることはなく、認可を受けて2年経過した機関・教育プログラムに対してアクレディテーションを実施する。

なお、2003年の国家教育制度法改正により、教育プログラムは政府による認可を得なくても設置できるようになった。これにより、教育プログラム設置の自由化・再認可の撤廃を段階的に認める動きがはじまり、まずは国有法人格をもつ高等教育機関⁶を対象に設置自由化が行われることとなった。

(2) 国の教育基準

「国家教育基準」(National Education Standards)において、以下の8項目に関して国の教育が満たすべき基準が定められている。

[8項目]

- | | |
|------------|--------------------|
| ①内容 | ⑤教育資源・設備 |
| ②プロセス | ⑥管理運営 |
| ③卒業生の資質・能力 | ⑦財務 |
| ④教育スタッフ | ⑧教育評価 ⁷ |

この基準のもとで、すべての教育は計画的・持続的に改善を図らなければならないとされている。なお、この基準は独立・非営利の組織である国立教育基準機構(Badan Standar Nasional Pendidikan⁸(BSNP))によって管理されている。

また、「国家高等教育基準」(National Standards of Higher Education)の策定にむけた動きもあり、現在、国立教育基準機構(BSNP)の提言に基づき、教育文化省令の素案がまとめられている。素案では、1セメスターを最低16週とし、1単位の定義として、セメスターを通じて1週あたり最低3時間の学習⁹相当とすることなどが盛り込まれている。

(3) 高等教育機関における内部質保証の推進

国家教育基準(2005年)により、高等教育機関を含めすべての教育機関における内部質保証の実施が法的に義務付けられた。2010年の政令「教育の管理運営」(Pengelolaan dan Penyelenggaraan Pendidikan)において、高等教育機関は第三者機関による外部質保証だけでなく内部質保証も実施しなければならないとされている。国家教育省(現教育文化省)は、教育機関における質保証の体制・仕組み構築の支援を目的に、冊子「高等教育質保証システム」(Sistem Penjaminan Mutu-Perguruan Tinggi : SPM-PT)を作成・公開している。SPM-PTには、内部質保証及び外部質保証に関する法令や優良事例等がまとめられている。

また、各教育機関が内部質保証を通じて収集したデータや情報は、教育文化省高等教育局が管理する「高等教育データベース¹⁰」(Pangkalan Data Perguruan Tinggi : PDPT)に登録される。登録されたデータ・情報の管理は各教育機関が行うことになっている。なお、高等教育機関自身によって実施された内部質保証の結果は、外部質保証にも活用される。

⁶ 2000年の政府規則により、公立高等教育機関の法人化が始まり、法人化を希望する機関は一定の条件を整えば、財政・人事・資産運営・教育研究等において自治を認められた国有法人となる。2013年の政府規則に基づき、インドネシア大学(University of Indonesia)、ガジャマダ大学(Gadjah Mada University)、ボゴール農科大学(Bogor Agricultural University)、バンドン工科大学(Bandung Institute of Technology)、アイルランガ大学(Airlangga University)、北スマトラ大学(University of Sumatera Utara)、インドネシア教育大学(Universitas Pendidikan Indonesia)が公法人として認められている。

⁷ 学生の学習に対する達成度評価

⁸ National Education Standards Agency

⁹ つまり1単位は、1セメスターにおける最低48時間(1週あたり3時間の学習×16週)の学習に相当する。国家高等教育基準(素案)における「学習」には、対面での学習のほか、あらゆる学習活動が含まれており、対面での学習時間についても規定がある。

¹⁰ 高等教育データベース(<<https://forlap.dikti.go.id/>> インドネシア語のみ)では、高等教育機関やその教育プログラムのみならず、教員や学生の氏名や所属等も検索できる。

(4) 高等教育機関及び教育プログラムに対するアクレディテーション

国家教育制度法（2003 年改正）において、インドネシアでは、設置認可を受けた教育機関及び教育プログラムに対してアクレディテーションを義務付けており、アクレディテーション機関の定める基準を満たしているかが審査され、適格性が認められた場合に適格認定が与えられる。

※なお本項では、BAN-PT が実施する高等教育機関及び教育プログラムに対するアクレディテーションに関して述べる。

◇実施主体

国家教育省（当時）の省令に基づき、高等教育機関及び教育プログラムに対するアクレディテーションは、独立・非営利の組織である国立高等教育アクレディテーション機構（BAN-PT）が実施する。

◇アクレディテーションの種類・対象

BAN-PT が実施するアクレディテーションは、機関別と教育プログラム別の 2 種類ある。受審対象は、機関別ではすべての高等教育機関、教育プログラム別では高等教育機関が提供するすべての教育プログラムである。

BAN-PT は、1996 年に学士課程のアクレディテーションを開始し、以後、修士課程（1999 年）、博士課程（2001 年）、ディプロマ課程（2001 年あるいは 2002 年）、オープン・ユニバーシティが実施する遠隔教育課程（2003 年）、専門職教育課程（2008 年）とアクレディテーションの対象範囲を拡大している。また、2003 年には機関別のアクレディテーションを開始している。

◇適格認定の有効期間・受審周期

機関及び教育プログラムの適格認定は、いずれも 5 年間有効である。高等教育機関及び教育プログラムは、有効期限の 6 か月前までにアクレディテーションの受審申請を行い、審査を受ける。

◇アクレディテーション基準・評価の観点

BAN-PT の定める現行の基準は、以下の 7 項目である。当初は高等教育機関向け、博士課程向け、ディプロマ・学士・修士課程向けの 3 種類の基準を設けていたが、2010 年までに順次、基準の一本化を図り、現在は高等教育機関及びすべての教育プログラムのアクレディテーションについて、以下の 7 基準を統一的に適用している。なお基準の改定にあたっては、国家教育大臣（当時）の承認を受けている。

[BAN-PT のアクレディテーションの 7 基準]

- ① ビジョン、使命、目的、目標及びこれらの実現にむけた戦略
- ② ガバナンス、リーダーシップ、管理運営、内部質保証
- ③ 学生、卒業生
- ④ 人材
- ⑤ カリキュラム、教育方法、教育の環境
- ⑥ 財務状況、施設、インフラ、情報システム
- ⑦ 研究、社会貢献、社会との連携

◇アクレディテーション手順・判定（特記のない限り、機関及びプログラム共通）

(a) 申請準備（自己評価の実施）

アクレディテーションの受審申請に先立ち、高等教育機関及び教育プログラム提供側は、BAN-PT が作成した自己評価ガイドラインに沿って自己評価を実施する。

(b) 申請とアクレディテーション資料の提出

教育機関・プログラム提供側は、自己評価報告書などのアクレディテーションに係る資料やその根拠資料を提出する。教育機関・プログラム提供側によるアクレディテーションからの申請を受け、BAN-PT は申請要件を満たしていることを確認する。資料に不足がある場合は、BAN-PT は教育機関に改めて提出を求める。

(c) 書面調査・訪問調査の実施

提出書類に基づき、評価者（Assessors）が書面調査、訪問調査を実施し、評価者による報告書が BAN-PT に提出される。評価の実施体制として、教育プログラムが対象の場合は評価者 2 名、高等教育機

関が対象の場合は評価者 3 ～ 7 名で構成される。評価者は合計 2, 0 0 0 名を超える。

(d) 判定

最終的に BAN-PT 理事会が評価結果を決定する。結果は適格認定に相当する 3 段階の判定（A 判定：Excellent、B 判定：Good、C 判定：Adequate）あるいは不適格で示される。このうち適格認定（A、B、C のいずれかの判定）の場合は、認定証の交付とともに、改善を要する点やさらなる発展が期待される点が示される。なお、BAN-PT の理事会による判定はアクレディテーションを受けた教育機関・プログラム提供側にも伝えられ、判定に対する異議申立てのプロセスも設けられている。

アクレディテーションの結果は、教育文化大臣に報告されるとともに、社会に向けて公表され、BAN-PT が管理するデータベース「Accreditation Directory」にも掲載される。また、アクレディテーションのプロセスで用いられたデータや情報は、教育文化省高等教育局が管理する「高等教育データベース」（Pangkalan Data Perguruan Tinggi : PDPT）に登録され、各教育機関によって管理される。

◇アクレディテーション結果の影響

設置認可済の機関やプログラムが不適格と判断された場合、資格・学位を授与できなくなる。また、適格認定を受けた教育機関・プログラムによる虚偽の情報・データ提出が判明した場合や、不測の事態により適格性が保持されなくなった場合には、有効期間終了前であっても、BAN-PT は適格認定の剥奪や判定の下方修正を行うことができる。

◇費用

受審料は無料。また、アクレディテーションに要する費用も、すべて政府が負担する。

IV. 質保証システムの課題と方策

インドネシアでは、高等教育の規模の大きさに起因する課題がみられる。

まず一つには、アクレディテーションの受審数に関する問題がある。2012 年に制定された高等教育法により、アクレディテーションを受審し適格認定（A ～ C 判定）を受けなければ、教育機関・教育プログラムが授与する資格・学位が無効とされることとなり、未認定の機関・教育プログラムは 2012 年までに適格認定を受ける必要が出てきた。しかしながら、2012 年末時点で多くの機関及び教育プログラムが適格認定を受けていなかったことから、暫定的に適格認定（C 判定）を与える措置が取られることになった。

この課題に関連し、評価者の能力開発及び新たな評価者の確保も課題の一つとして挙げられる。高等教育の規模が拡大するにつれ、アクレディテーションの受審機関及び教育プログラムも増加しているため、さらなる評価者の確保・育成が急務であり、それと同時に、評価の経験に関わらず評価者の訓練・能力開発も実施していかなければならない。このほかにも、アクレディテーションにかかる費用をすべて政府が負担しているため、政府の財政支出が過大負担となっている問題もある。一方で、社会からは今なお高等教育の機会拡大、すなわち高等教育機関及び教育プログラムの規模拡充が求められている。

これらの問題に対し、高等教育の機会拡大と質保証の両立を図るため、新たなアクレディテーション機関の設立の動きがある。2012 年に制定された高等教育法により、教育プログラム別（分分野別）アクレディテーションを実施する組織として、BAN-PT とは別のアクレディテーション機関（Lembaga Akreditasi Mandiri Perguruan Tinggi : LAM-PT、以下 LAM-PT）を設立できることとなっている。LAM-PT は、各分野の専門職団体・職能団体等によって設立される機関で、BAN-PT が設立に係る助言・提言を行う。分分野ごとに LAM-PT が設立されたのちは、機関別アクレディテーションを BAN-PT が、教育プログラム別アクレディテーションを各分野の LAM-PT が実施していくことになる¹¹。

¹¹ ただし、2014 年 3 月現在、LAM-PT 設立に向けた動きはあるもののまだ設立に至っておらず、現状では BAN-PT が機関別及び教育プログラム別アクレディテーションの両方を実施している。

国立高等教育アクレディテーション機構の概要

- 名称： (インドネシア語表記) Badan Akreditasi Nasional-Perguruan Tinggi (BAN-PT)
(英語表記) National Accreditation Agency for Higher Education (NAAHE)
- 設 置 年： 1994 年
- 設置形態： 教育文化省所管の独立・非営利機関
- 所 在 地： インドネシア・ジャカルタ
- 代 表 者： Prof. Dr. Mansyur Ramly (Chair)
- 使 命：
- ・ インドネシアにおいて信頼ある、説明責任をもった、責任ある形でアクレディテーションを実施すること
 - ・ 高等教育の外部質保証に関する教育文化省の戦略計画を実現すること
- 組織体制：
- ・ 理事会： Chair を含め 11 ～ 15 名で構成。教育文化大臣が任命
 - ・ 事務局： 教育文化省研究開発部門長が事務局長を兼務
 - ・ 評価にあたっては専門家チーム、評価者チーム、特別委員会を組織
- 主な活動：
- ・ 高等教育のアクレディテーションに関する政策策定とその実施
 - ・ アクレディテーションの基準・ツールの開発ならびに教育文化大臣への提言
 - ・ アクレディテーションの社会への普及
- 国際組織加盟状況：
- ・ APQN (アジア太平洋質保証ネットワーク)
 - ・ INQAAHE (高等教育質保証機関の国際ネットワーク)
 - ・ AQAN (ASEAN 質保証ネットワーク)
 - ・ AQAAIW (イスラーム世界の質保証機関連盟)
- ウェブサイト： <http://ban-pt.kemdiknas.go.id/index.php>

BRIEFING ON INDONESIA:

Quality Assurance in Higher Education

出典（原典）・参考資料・参考ウェブサイト

- ・ Badan Akreditasi Nasional Perguruan Tinggi (BAN-PT). <<http://ban-pt.kemdiknas.go.id/>>
- ・ *Badan Akreditasi Nasional Perguruan Tinggi 2005* (Indonesia).
<http://ban-pt.kemdiknas.go.id/doc/pdf/permen_28_2005.pdf>
- ・ *Garis Besar Sistem Penjaminan Mutu Perguruan Tinggi*. (2011). Direktorat Pembelajaran dan Kemahasiswaan, Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi, Kementerian Pendidikan Nasional dan Kebudayaan.
<<http://www.dikti.go.id/files/Belmawa/Leaflet%20SPMI-PT%20oke%20revisi2%20acc.pdf>>
- ・ 服部美奈. (2012). 高等教育の巨大市場と人材育成戦略. pp. 115-129. 激動するアジアの大学改革 ―グローバル人材を育成するために―. 北村友人, 杉村美紀共編. ぎょうせい.
- ・ Hidayat Syarif. *External Quality Assurance for Higher Education in Indonesia: Issues and Challenges*. (2013 年 3 月 18 日大学評価・学位授与機構での講演)
- ・ Johannes Gunawan. *Information Sharing on Programme/Actions Relevant to Ensuring Quality Assurance and Promoting Mobility of Higher Education Among ASEAN Plus Three Countries*. (2013 年 9 月 30 日「第 1 回 ASEAN+3 高等教育の流動性・質保証に関するワーキング・グループ」での発表)
- ・ Kamanto Sunarto. *Indonesian National System of Quality Assurance in Education*. 日本・ASEAN インフォメーション・パッケージに関する内部セミナー (2010 年 9 月). <http://www.niad.ac.jp/n_kokusai/pdf/04_no17_ban-pt_slides.pdf>
- ・ *Kerangka Kualifikasi Nasional Indonesia 2012* (Indonesia).
<<http://www.dikti.go.id/files/atur/KKNI/Perpres8-2012-KKNI.pdf>>
- ・ *Kerangka Kualifikasi Nasional Indonesia (KKNI) / Indonesian Qualification Framework (IQF)*. Kementerian Pendidikan dan Kebudayaan Nasional. <<http://www.penyelarasan.kemdiknas.go.id/content/detail/201.html>>
- ・ *National Education System 2003* (Indonesia).
<http://planipolis.iiep.unesco.org/upload/Indonesia/Indonesia_Education_Act.pdf>
- ・ Nizam. (2009). *Higher Education Quality Assurance System in Indonesia*.
<http://www.rihed.seameo.org/mambo/qa2009/qa_indonesia.pdf>
- ・ NUFFIC (Netherlands organization for international cooperation in higher education). *Country module: Indonesia. Evaluation of foreign degrees and qualifications in the Netherlands*. 2nd edition, International Recognition Department, The Hague. version 2, March 2013. <<http://www.nuffic.nl/en/library/country-module-indonesia.pdf>>
- ・ Pangkalan Data Pendidikan Tinggi. Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi. <<https://forlap.dikti.go.id/>>
- ・ *Pendidikan Tinggi 2012* (Indonesia). <http://www.dikti.go.id/files/atur/UU0122012_Full.pdf>
- ・ *Penetapan Universitas Indonesia Sebagai Badan Hukum Milik Negara 2000* (Indonesia).
<<http://repository.ui.ac.id/dokumen/lihat/851.pdf>>
- ・ *Perubahan Penggunaan Nama Kementerian Pendidikan Nasional Menjadi Kementerian Pendidikan Dan Kebudayaan 2012* (Indonesia). <<http://www.dikti.go.id/files/atur/Permen48-2011NamaKemdikbud.pdf>>
- ・ *Sistem Penjaminan Mutu Internal*. (2011, December 24). Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi, Kementerian Pendidikan dan Kebudayaan. <http://www.dikti.go.id/?page_id=647&lang=id>
- ・ *Standar Nasional Pendidikan 2005* (Indonesia). <<http://www.kemenag.go.id/file/dokumen/PP1905.pdf>>
- ・ *Standar Nasional Pendidikan Tinggi 2013 [Rancangan]* (Indonesia).
<http://bsnp-indonesia.org/id/wp-content/uploads/2013/07/Revisi-Draft-Permendikbud-SNPT-_11-Juli-2013_-2-ke-BSNP-_1__2_.pdf>
- ・ *World Data on Education, Indonesia*. 6th, 2006/2007. UNESCO-IBE.
<http://www.ibe.unesco.org/fileadmin/user_upload/archive/Countries/WDE/2006/ASIA_and_the_PACIFIC/Indonesia/Indonesia.pdf>
- ・ *World Data on Education, Indonesia*. 7th, 2010/2011. UNESCO-IBE.
<http://www.ibe.unesco.org/fileadmin/user_upload/Publications/WDE/2010/pdf-versions/Indonesia.pdf>

資料作成：評価事業部 国際課
2014 年 6 月（2015 年 2 月更新）

